

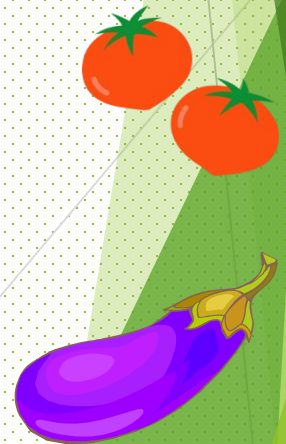
野菜価格安定・振興事業のご案内

～ 野菜農家の経営安定と経営基盤強化をサポートします ～



令和3年3月

alic 独立行政法人
農畜産業振興機構



野菜価格安定・振興事業のご案内(令和3年度)

野菜農家の経営安定をサポートします。

1. 指定野菜価格安定対策事業(P2)

- ・指定野菜の価格が低落した場合に補給金を交付（上中下旬別に計算）
- ・指定野菜14品目が対象
- ・販売価格が過去の平均価格の9割を下回った場合に交付（出荷期間終了後概ね2ヶ月後に交付）

3. 契約指定野菜等安定供給事業(P10)

- ・契約取引される指定野菜の価格低落、不作、過剰生産の場合に補給金を交付
- ・指定野菜14品目及び特定野菜35品目（積立金は高い方の金額）が対象
- ・①市場価格連動型契約での価格低落
- ・②定量供給契約での豊作時の出荷調整
- ・③価格高騰時の契約数量確保のための市場調達の場合に交付

5. 野菜緊急需給調整事業(P32)

- ・重要野菜等の価格低落・高騰時に出荷調整等を行った場合に交付金を交付
- ・重要野菜・調整野菜（キャベツ、たまねぎ、だいこん、はくさい、レタス、にんじん）が対象
- ・価格低落時の出荷後送り、加工用販売、フードバンク提供、土壌還元、価格高騰時の出荷前倒しを行った場合に交付

2. 特定野菜等供給産地育成価格差補給金事業(P6)

- ・特定野菜等の価格が低落した場合に補給金を交付（上中下旬別に計算）
- ・特定野菜35品目及び指定野菜12品目が対象
- ・販売価格が過去の平均販売価格の8割を下回った場合に交付（出荷期間終了後概ね2ヶ月後に交付）

4. 契約野菜収入確保モデル事業(P17)

- ・契約取引される指定野菜の価格高騰、豊作、不作の場合に交付金を交付
 - ・指定野菜14品目が対象（指定産地以外も対象）
 - ・①定量定価格契約での豊作時の出荷調整
 - ・②価格高騰時の契約数量の遵守
 - ・③価格高騰時の契約数量確保のための市場調達の場合に交付
- ※令和3年度から同一契約で①と②の同時申込みが可能（積立金は高い方の金額）

6. 端境期等対象産地育成強化事業(P37)

- ・端境期の国産野菜の生産拡大に向けた生産・流通体系構築、出荷期間拡大及び作付安定技術導入を支援（事業期間3年）
 - ・加工・業務用野菜14品目、生食用野菜2品目が対象
 - ・事業対象面積×15万円/10aを助成（初年度一括交付）
- ※令和3年度からにんにく、しょうが、えんどう、アスパラガスの5品目が追加。

野菜農家の経営基盤強化をサポートします

お問い合わせ先

alic 独立行政法人
農畜産業振興機構

野菜業務部 管理課

Tel : 03-3583-9449

Fax : 03-3583-9484

HP : <https://www.alic.go.jp/>

1. 指定野菜価格安定対策事業

Q 指定野菜価格安定対策事業とは？

本事業は、生産者、道府県及び国が積み立てた資金を財源として、販売した野菜の平均販売価額が平均価格の90%（保証基準額）を下回った場合、保証基準額と平均販売価額との差額を補てんする事業です。

POINT

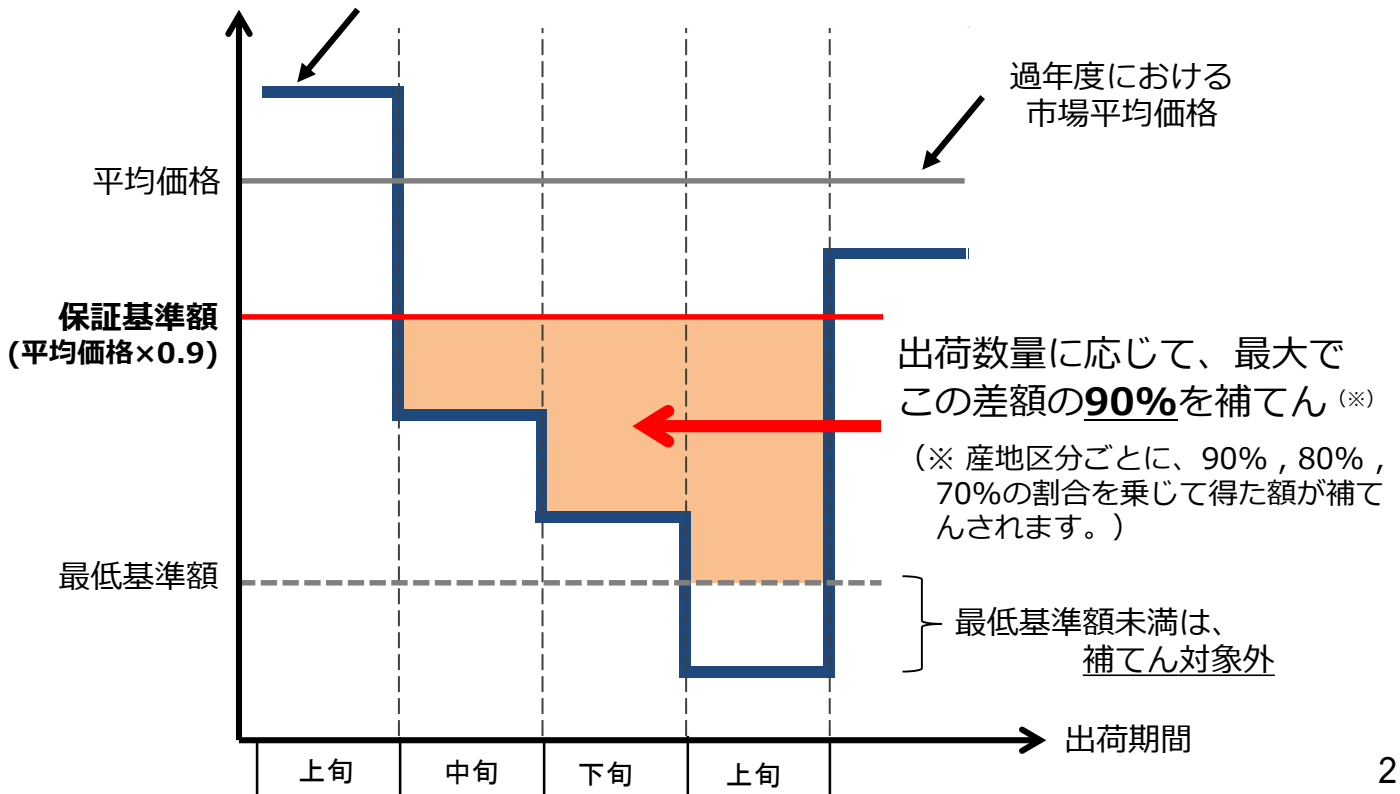
1 豊作等により野菜の市場価格が著しく低落した場合、低落相当額が補てんされますので、経営が安定し、安心して野菜が生産できます。

2 生産者への補給金は、上旬・中旬・下旬の旬別の野菜価格の変動に応じてきめ細かく計算します。

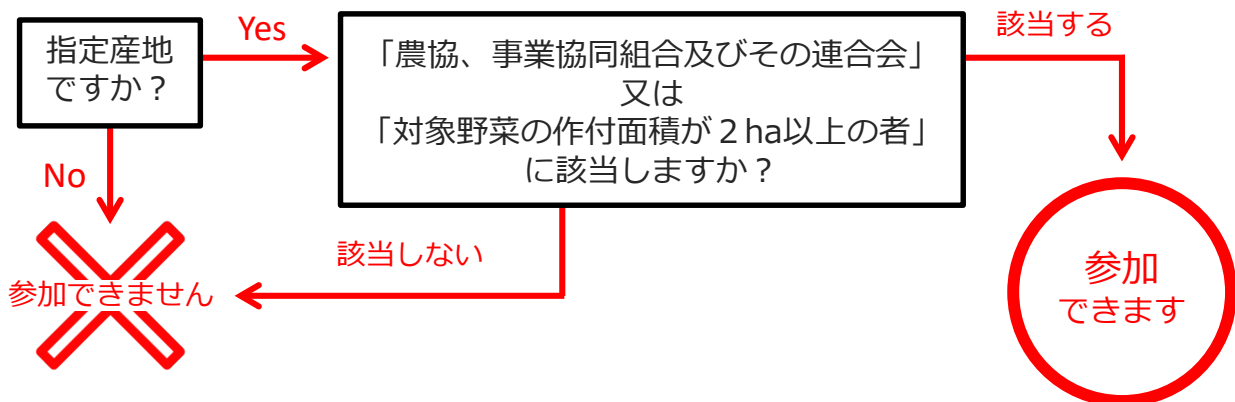
対象となる野菜
(14品目)

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、ねぎ、にんじん、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス

平均販売価額 = 出荷された野菜の旬別・ブロック別の平均価額



Q 事業の加入要件は？



注) 事業に加入するには、機構への登録手続が必要です。
(登録手続に関する問い合わせ先:野菜業務部管理課)

Q どこで作った野菜でも対象になるの？

農林水産大臣が指定する産地で生産された対象野菜のみが対象となります。それ以外の地域で生産された野菜は、対象となりません。

指定産地数:891 (令和3年2月4日現在)

Q どこに出荷しても対象になるの？

機構が定める以下の対象市場に出荷した対象野菜のみが対象となります。それ以外に出荷した対象野菜は対象となりません。

- ① 全国の中央卸売市場(50市場、卸売会社71社)
- ② 全国の地方卸売市場(149市場、卸売会社173社)
- ③ JA全農青果センター(3施設)

【括弧内の市場数は、令和3年1月1日現在】

POINT



補てんの対象は、指定産地で生産され、対象市場に出荷された野菜です。

Q どのくらい負担が必要なの？

生産者、道府県及び国が、20%:20%:60%の負担割合（※）で資金を積み立てます。
 なお、一部の対象野菜については、生産者、道府県の負担を軽減する措置を講じています。
 （※ キャベツ、たまねぎ、秋冬だいこん、秋冬はくさいは、17.5%：17.5%：65.0%）

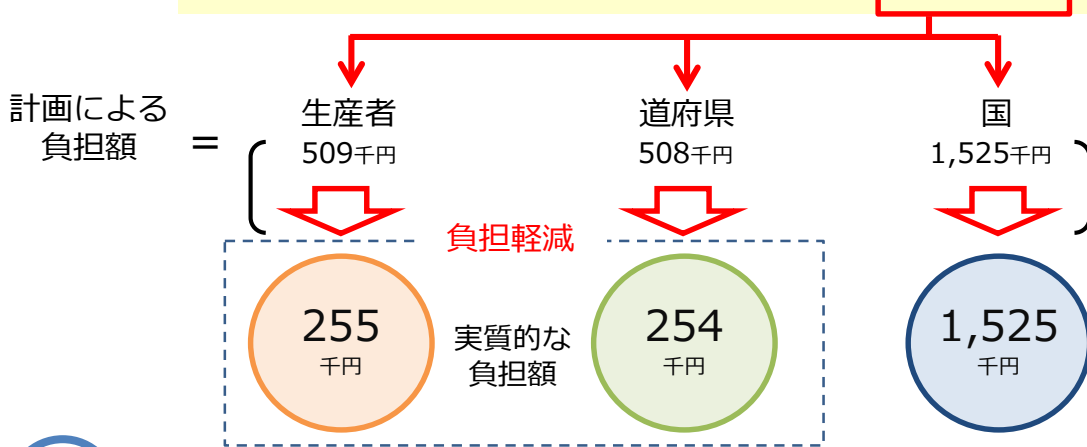
POINT



資金の積立てに対し、国60%、道府県20%の補助があります。
 また、生産者の積立金は掛け捨てではありません。



【例】『夏だいこん』を『100 t』交付予約する場合
 単価：25.42円/kg
 基金の総額 = 25.42円/kg × 100 t = **2,542千円**



Q どのくらい補てんされるの？

対象野菜の計画的な出荷（供給計画）の貢献度に応じて、保証基準額と平均販売価額との差額の最大90%を補てんします。

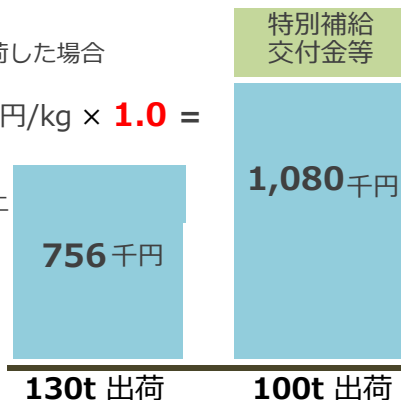


【例】『夏だいこん』の補てん対象数量が『100 t』の場合
 保証基準額と平均販売価額との差額：12円/kg

※ 交付予約数量及び供給計画数量ともに 100 t とする。

◎ 計画のとおり出荷した場合

$$100 \text{ t} \times 10.8 \text{ 円/kg} \times 1.0 =$$



※ 特別補給交付金等とは、計画出荷を達成した場合に10%上乘せされる加算金です。ただし、事前の申し込みが必要です。上記例の場合、120千円が加算されます。

◎ 出荷実績と計画数量と乖離が30%以上40%未満の場合

$$100 \text{ t} \times 10.8 \text{ 円/kg} \times 0.7 =$$

POINT

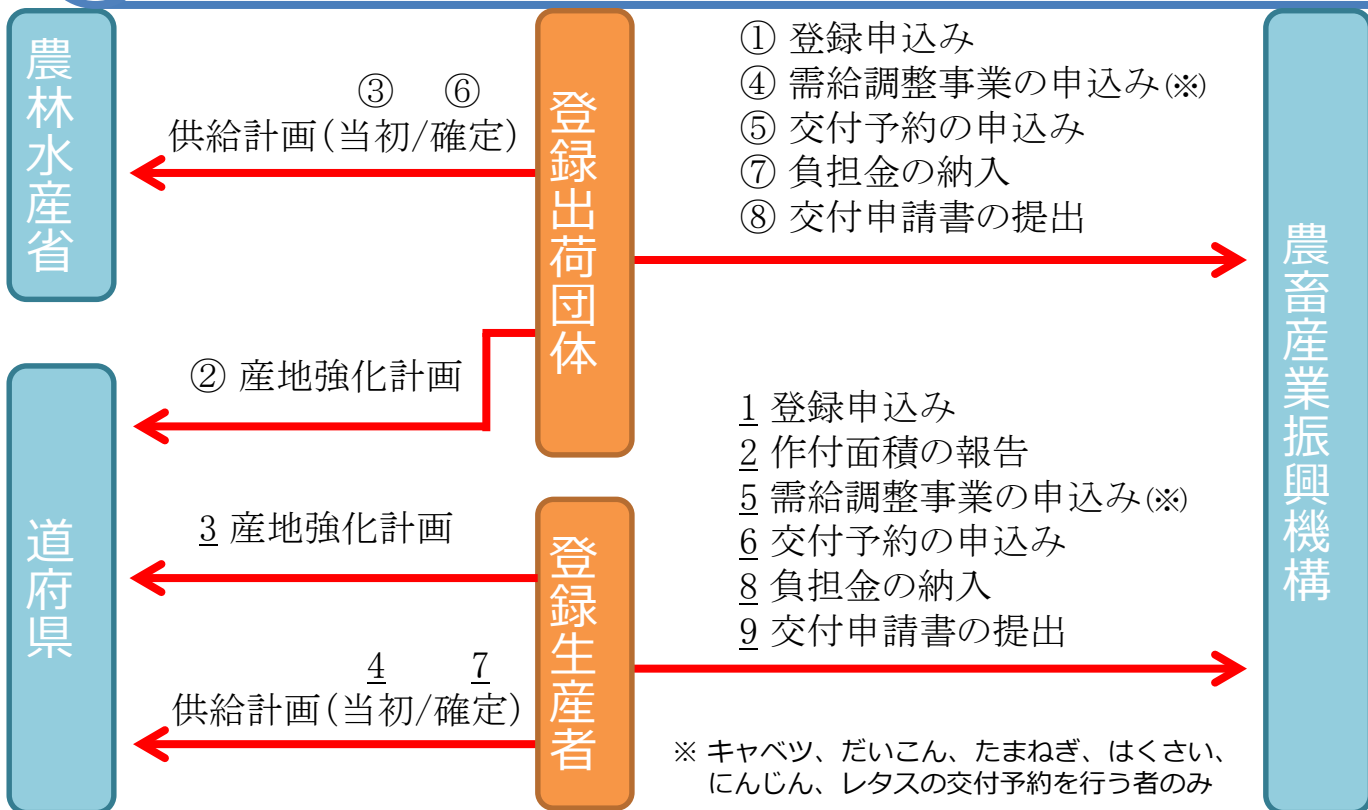


小さな負担で、大きな補償が受けられます。

Q いつ補てんされるの？

対象野菜の出荷期間終了後、概ね2ヶ月後に補てん金が交付されます。
 (例)9月末に出荷期間が終わる夏秋きゅうり関東市場向け(出荷期間7/1～9/30)の場合
 は、11月中に補てん金が交付されます。

Q 事務手続きの流れは？



⚠️ ご注意ください。

- 令和3年1月から当分の間、初めて収入保険に加入される方は、1年間に限り、収入保険と本事業を同時利用することができます。ただし、過去に収入保険に加入したことがある場合や同時利用をした翌年以降は同時利用はできません。
- 収入保険のみに加入される方は、お手数ですが、必ず野菜価格安定対策事業を利用しない意思及び期間をJA又は登録出荷団体に書面で申告するとともに、収入保険の加入申請時に、NOSAIに写しを提出してください。連絡がなく、同時利用となれば、収入保険で保険金等を受け取れない場合もあります。

〈問い合わせ先〉

alic 独立行政法人 農畜産業振興機構 野菜業務部予約業務課

Tel : 03-3583-9481 FAX : 03-3583-9484
 HP : <http://www.alic.go.jp/>

2. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

Q 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業とは？

本事業は、野菜価格の安定を目的として、各都道府県の野菜価格安定法人が、生産者、都道府県及び国が積み立てた資金を財源に、販売した野菜の平均販売価額が平均価格の80% (保証基準額)※を下回った場合、保証基準額と平均販売価額との差額を補てんする事業です。

POINT



豊作等により野菜の市場価格が著しく低落した場合、低落相当額が補てんされますので、経営が安定し、安心して野菜が生産できます。

POINT



生産者への補てん金は、上旬・中旬・下旬の旬別の野菜価格の変動に応じてきめ細かく計算します。

対象となる野菜 (特定野菜35品目と指定野菜14品目)

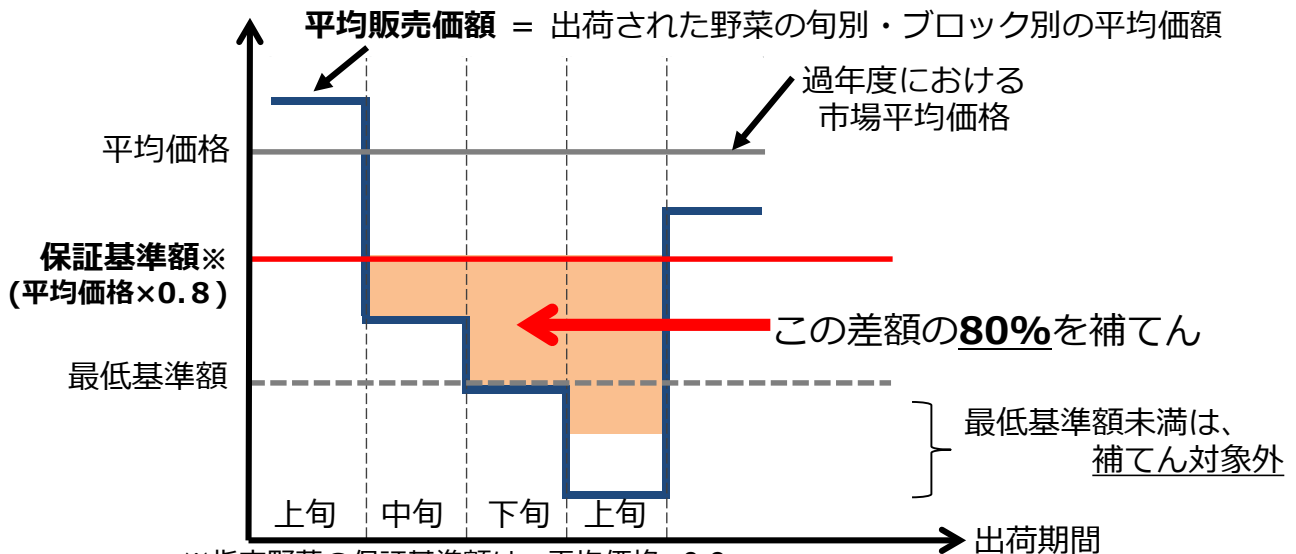
<特定野菜35品目>

いちご、えだまめ、かぶ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

(重要特定野菜としてアスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン、ブロッコリー)

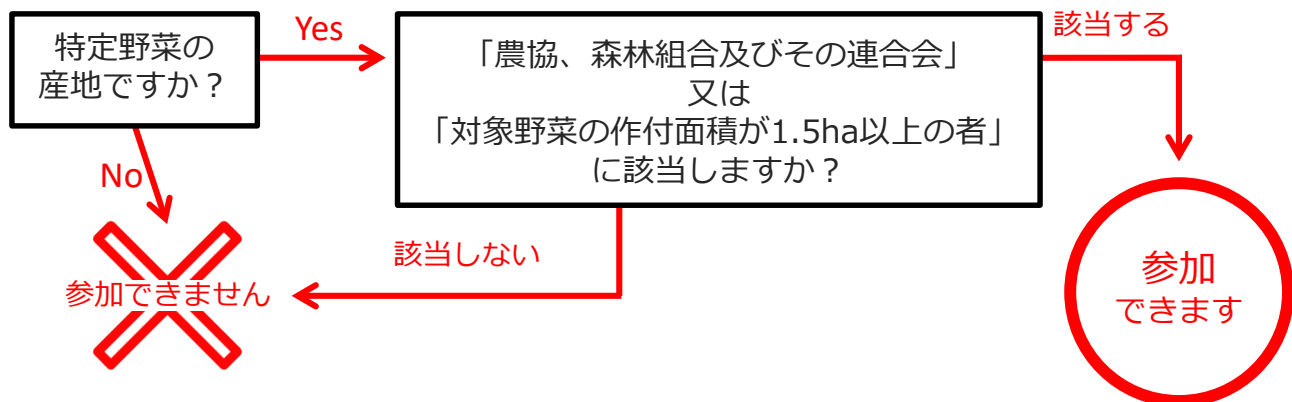
<指定野菜14品目> 指定野菜事業と同じ14品目

平均販売価額 = 出荷された野菜の旬別・ブロック別の平均価額



※指定野菜の保証基準額は、平均価格×0.9

Q 事業の加入要件は？



注) 事業に加入するには、「各都道府県野菜価格安定法人」への登録手続が必要です。

Q どこで作った野菜でも対象になるの？

知事が選定した特定産地で生産された対象野菜のみが対象となります。それ以外の地域で生産された野菜は、対象となりません。

特定野菜産地数:947(特定野菜620産地、指定野菜327産地(令和2年11月1日現在))

Q どこに出荷しても対象になるの？

知事が定める以下の対象市場に出荷した対象野菜のみが対象となります。それ以外の市場に出荷した野菜は、対象となりません。

- ① 全国の中央卸売市場(50市場、卸売会社71社)
- ② 全国の地方卸売市場(149市場、卸売会社173社)
- ③ JA全農青果センター(3施設)
- ④ その他知事が定める市場等

【括弧内の市場数は、令和3年1月1日現在】

POINT



補てん対象は、知事が選定した特定産地で生産され、対象市場に出荷された野菜です。

Q どのくらい負担が必要なの？

①特定野菜は、生産者33%：都道府県33%：国33%（重要特定野菜は、25%：25%：50%）、②指定野菜は、生産者25%：都道府県25%：国50%の負担割合で資金を積み立てます。

POINT



資金の積立てに対し、特定野菜は国33%、都道府県33%、指定野菜は国50%、都道府県25%の補助があります。また、生産者の積立金は掛け捨てではありません。

Q いつ補てんされるの？

対象野菜の出荷期間終了後、概ね2ヶ月後に補てん金が交付されます。
(例) 出荷期間が6月の関東市場向けすいか(出荷期間6/1~6/30)の場合は、8月中に補てん金が交付されます。



【例】『すいか』を『100 t』交付予約する場合

単価：27.94円/kg

基金の総額 = 27.94円/kg × 100 t = 2,794千円

計画による負担額 = { 生産者 932千円 都道府県 931千円 国 931千円 }

(※ 本事業は、保険の仕組みによる掛け金(負担金)の掛け捨て制度ではありません。)

Q どのくらい補てんされるの？

保証基準額と平均販売価額との差額の80%を補てんします。



【例】『すいか』の補てん対象数量が『100 t』の場合

保証基準額と平均販売価額との差額：12円/kg

960千円
100t 出荷

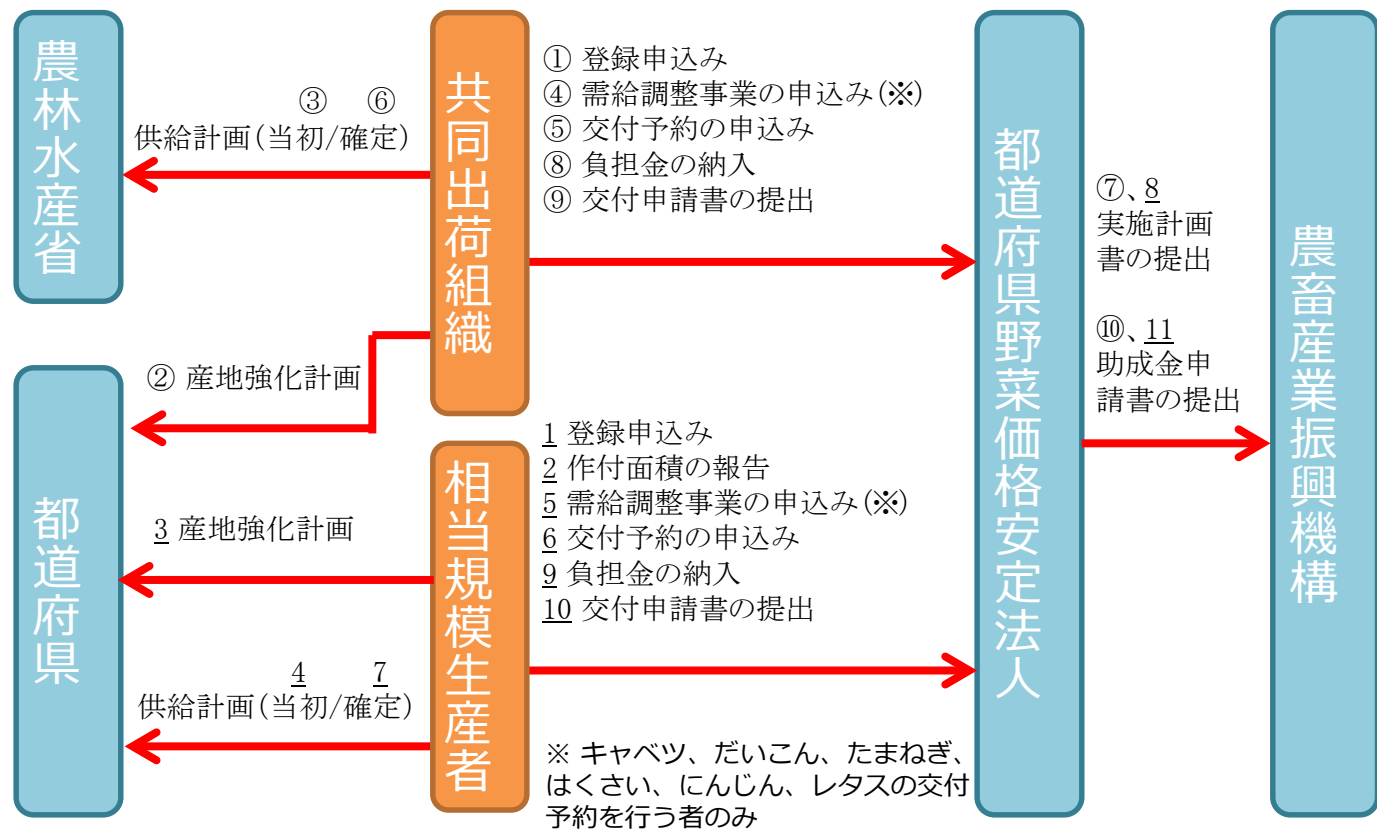
POINT



小さな負担で、大きな補償が受けられます。

$100,000\text{kg} \times 12\text{円/kg} \times 80\% = 960\text{千円}$
(100t)

Q 事務手続きの流れは？



ご注意ください。

- 令和3年1月から当分の間、初めて収入保険に加入される方は、1年間に限り、収入保険と本事業を同時利用することができます。ただし、過去に収入保険に加入したことがある場合や同時利用をした翌年以降は同時利用はできません。
- 収入保険のみに加入される方は、お手数ですが、必ず野菜価格安定対策事業を利用しない意思及び期間をJA又は登録出荷団体に書面で申告するとともに、収入保険の加入申請時に、NOSAIに写しを提出してください。連絡がなく、同時利用となれば、収入保険で保険金等を受け取れない場合もあります。

〈問い合わせ先〉
alic 独立行政法人 農畜産業振興機構
 野菜振興部助成業務課
 Tel : 03-3583-9478 FAX : 03-3583-9484
 HP : <http://www.alic.go.jp/>

3. 契約指定野菜等安定供給事業

1 国産野菜の周年安定供給に向けた契約取引の推進のため、契約取引される野菜の価格低落時の価格差補てん及び出荷調整、価格高騰時の契約数量確保のための仕向け先変更等を行う場合に交付金を交付。

- ① 価格低落タイプ：市場価格連動型の契約で価格が著しく低落した場合の補てん
- ② 出荷調整タイプ：契約遵守のため余裕をみて作付した野菜を価格低落時に出荷調整した場合の補てん
- ③ 数量確保タイプ：不作によって契約数量を確保できない場合の掛かり増し経費の補てん

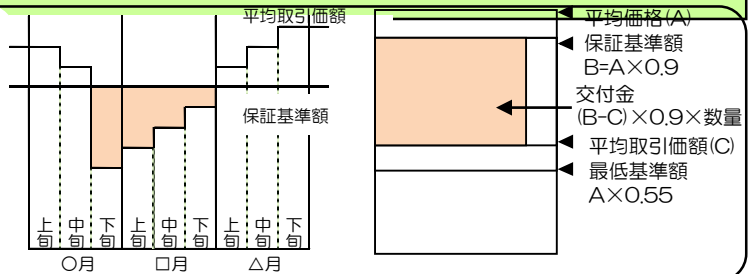
2 対象野菜は、指定産地の指定野菜14品目、特定産地の特定野菜35品目です。

※ 数量確保タイプについては、6次産業化・地産地消法に基づきリレー出荷に取り組む生産者は指定産地内外にかかわらず対象

①価格低落タイプ

市場価格に連動して価格が変動する契約を締結している生産者に対し、価格の著しい低落が生じた場合に補てんを行う。

平均取引価額が保証基準額（平均価格の90%）を下回った場合に、保証基準額と平均取引価額の差額の90%を補てん。

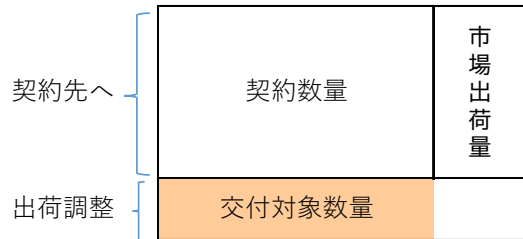


②出荷調整タイプ

定量供給契約を締結した生産者が、契約数量を確保するため余裕のある作付けを行い、価格低落時に契約以外の生産量の出荷調整を行った場合に補てんを行う。

価格が低落し平均取引価額が発動基準価額（平均価格の70%）を下回った場合に、出荷調整を行ったときは、平均価格又は契約価額のいずれか低い方の40%を補てん。

※交付予約数量は契約数量の30%を限度



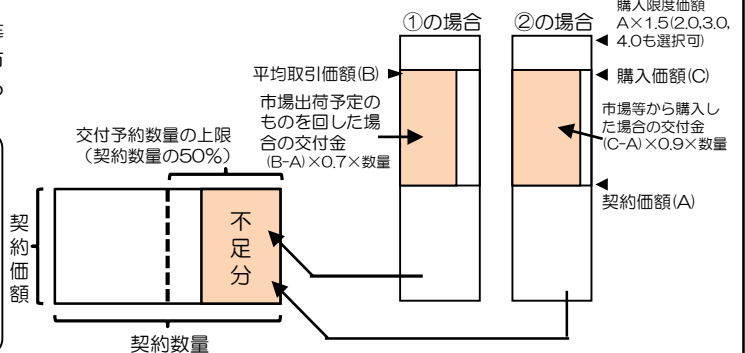
③数量確保タイプ

定量定価供給契約を締結した生産者が、天候不良等により契約数量を確保することができない場合に、市場出荷予定のものを回す等により契約数量を確保するのに要する経費を補てんする。

契約数量が確保できず、平均取引価額が指標価額（平均価格の130%、リレー出荷の場合特例あり）を上回った場合に、

- ① 市場出荷予定のものを契約取引に回したときは、平均取引価額と契約価額の差額の70%を補てん。
- ② 市場等から購入したときは、購入価額と契約価額の差額の90%を補てん。

※ いずれの場合も交付予約数量は契約数量の50%を限度。購入限度価額は契約価額の150%（200%、300%、400%も選択可）。

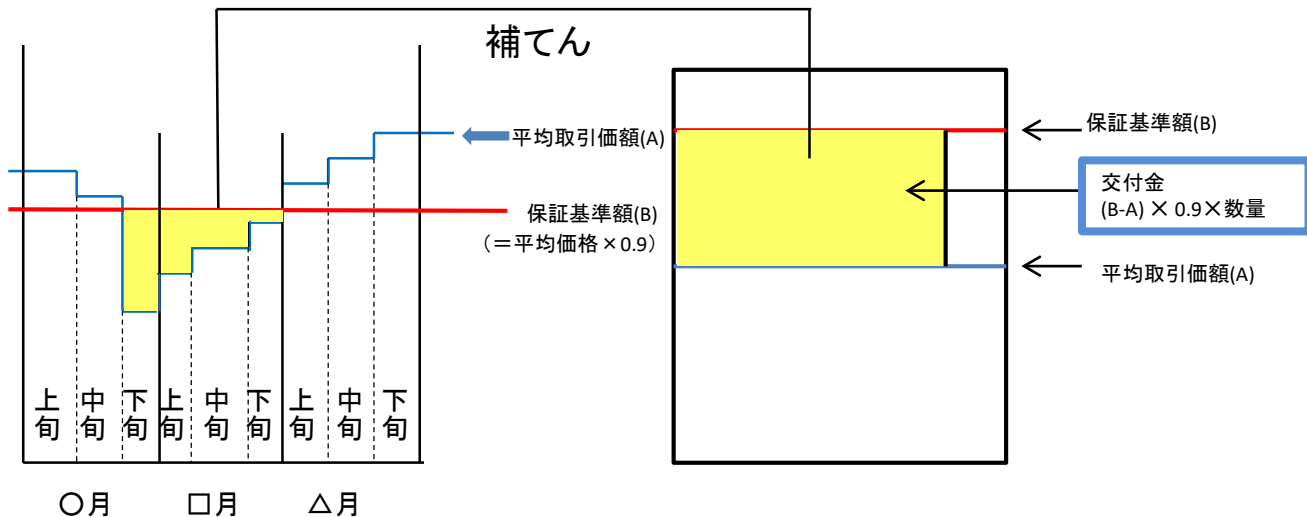


【負担割合】 指定野菜：国50%、都道府県25%、出荷団体等25%

特定野菜：国33%、都道府県33%、出荷団体等33%

価格低落タイプの仕組み

平均取引価額(A)が保証基準額(B)を下回っている場合に、その差額((B)-(A))の90%が補給金として補てんされます。上旬・中旬・下旬の旬別の野菜価格の変動に応じて交付金を算定します。



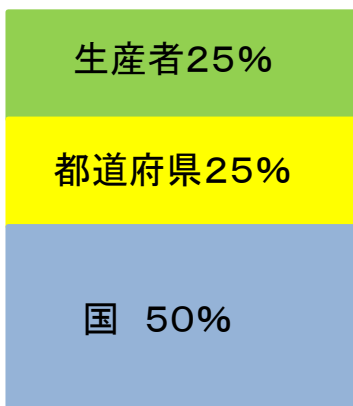
✓ 平均取引価額(A)は全国10ヶ所の中央卸売市場価格から機構が算定します。このため、申込者が契約取引の指標している市場の価格が低落した場合であっても、平均取引価額(A)が保証基準額(B)を下回らない場合には、発動されません。

✓ 契約書の取引価格には「市場価格に連動」等の記載が必要です。

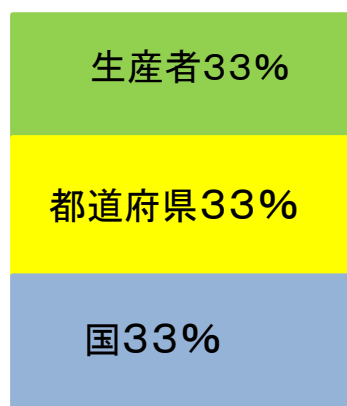
✓ 平均価格は、過年度の市場価格を基に算出しています。

資金の積立て～生産者の積立金は掛け捨てではありません～

指定野菜



特定野菜



・生産者は、補給金の基となる資金を負担金として納付します。

・積立金は、指定野菜は機構、特定野菜は野菜価格安定法人で、生産者ごとに管理します。

価格低落タイプの要件

1 対象品目及び産地

指定産地で生産される指定野菜14品目、都道府県知事が選定する特定産地で生産される特定野菜等35品目

2 対象者（事業実施主体）

- ① 生産者(個人・法人)
- ② 農業協同組合、事業協同組合、協同組合連合会
- ③ 生産者が構成員となっている団体

3 対象となる契約取引

実需者等との事前書面契約(取引価格が特定の市場と連動する契約)

4 実需者等（契約の相手方）

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者・外食業者
- ③ 中間事業者(商社、流通業者等)

5 資金の積立て

- ① 指定野菜は国50%、都道府県25%、生産者25%、特定野菜は国33%、都道府県33%、生産者33%の負担割合で資金を積み立てます。
- ② 生産者の積立金は、**掛け捨てではなく、1年後に返戻可能です。**

6 申込期限

- ① 出荷期間開始40日前までに、申込書の提出が必要です。
- ② 契約書類について上記した期限までに間に合わない場合は、出荷期間開始10日前までに、延長することができます。(別途届出書が必要)

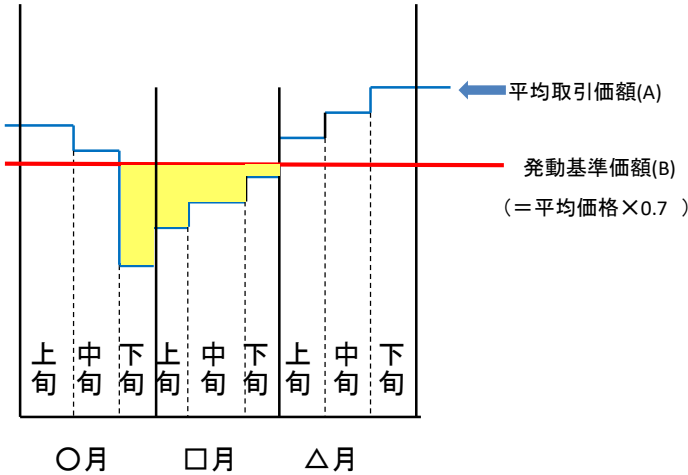
(※)指定野菜14品目:キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス

(※)特定野菜35品目:アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、オクラ、ししとうがらし、にがうり、らっきょう、わけぎ、みょうが

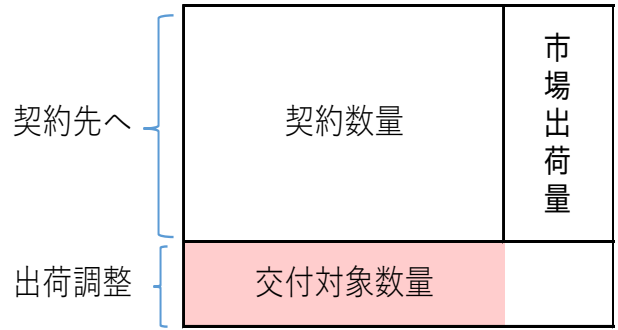
出荷調整タイプの仕組み

平均取引価額(A)が発動基準価額(B)を下回っている状況で出荷調整を行った場合は、平均価格又は契約価額のいずれか低い額の4割が補てんされます。

(1)発動要件



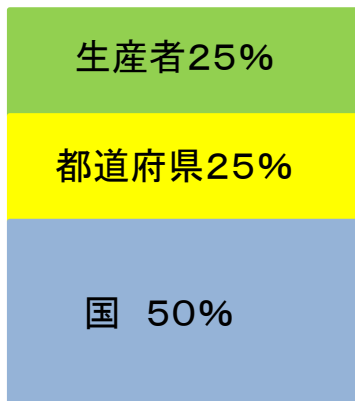
(2)補給金対象数量



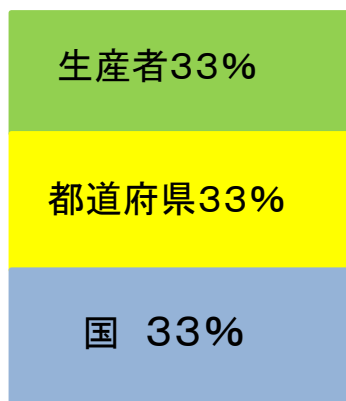
- ✓ 平均取引価額(A)は全国10ヶ所の中央卸売市場価格から機構が算定します。このため、申込者が契約取引の指標としている市場の価格が低落した場合であっても、平均取引価額(A)が発動基準額(B)を下回らない場合には、発動されません。
- ✓ 申込数量の上限は、契約数量の30%が限度です。
- ✓ 平均価格は、過年度の市場価格を基に算出しています。
- ✓ 事前に出荷調整を実施する場合は機構への申出が必要となります。

資金の積立て～生産者の積立金は掛け捨てではありません～

指定野菜



特定野菜



・生産者は、交付金の基となる資金を負担金として納付します。

・積立金は、指定野菜は機構、特定野菜は野菜価格安定法人で、生産者ごとに管理します。

出荷調整タイプの要件等

1 対象品目及び産地

指定産地で生産される指定野菜14品目、都道府県知事が選定する特定産地で生産される特定野菜等35品目

2 対象者（事業実施主体）

- ① 生産者(個人・法人)
- ② 農業協同組合、事業協同組合、協同組合連合会
- ③ 生産者が構成員となっている団体

3 対象となる契約取引

実需者等との事前書面契約

4 実需者等（契約の相手方）

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者・外食業者
- ③ 中間事業者(商社、流通業者等)

5 資金の積立て

- ① 指定野菜は国50%、都道府県25%、生産者25%、特定野菜は国33%、都道府県33%、生産者33%の負担割合で資金を積み立てます。
- ② 生産者の積立金は、**掛け捨てではなく、1年後に返戻可能です。**

6 申込期限

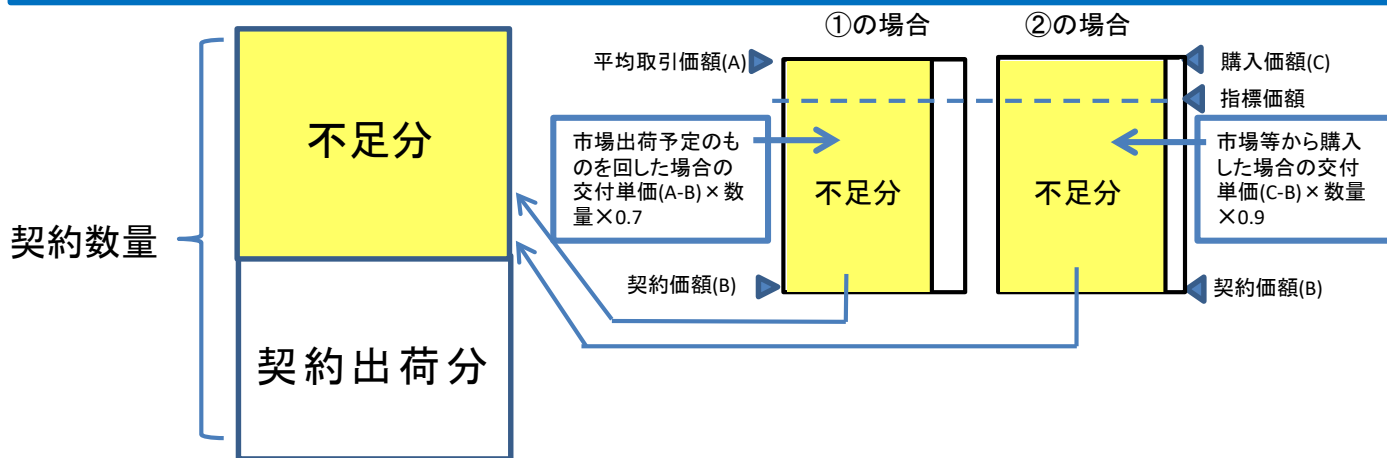
- ① 出荷期間開始40日前までに、申込書の提出が必要です。
- ② 契約書類について上記した期限までに間に合わない場合は、出荷期間開始10日前までに、延長することができます。(別途届出書が必要)

(※)指定野菜14品目:キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス

(※)特定野菜35品目:アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、オクラ、ししとうがらし、にがうり、らっきょう、わけぎ、みょうが

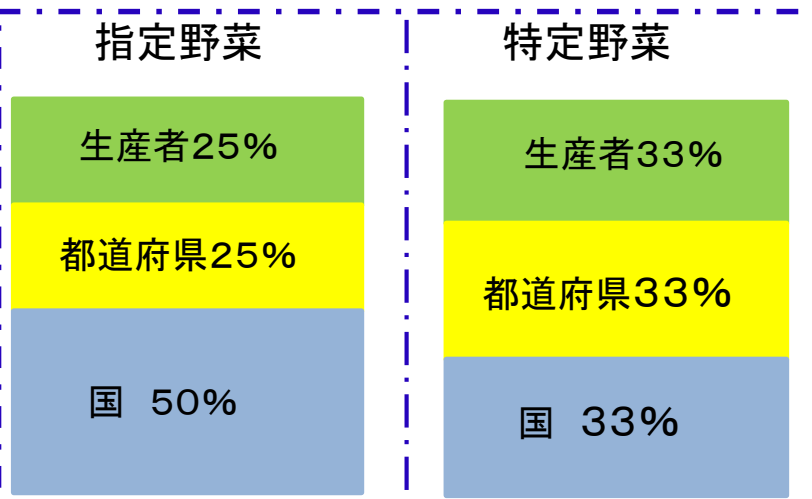
数量確保タイプの仕組み

- 平均取引価額(A)が指標価額を上回っているときに、契約数量を確保するため、
- ① **市場出荷予定のものを契約取引に回した場合は、平均取引価額(A)と契約価額(B)の差額の70%が補てんされます。**
 - ② **市場等から購入して契約取引に回した場合は、購入価額(C)と契約価額(B)の差額の90%が補てんされます。**



- ✓ 平均取引価額(A)は全国10ヶ所の市場価格から算定されます。このため、申込者が契約取引の地域の市場価格が指標価格が上回っても、平均取引価額(A)が指標価額を上回らない場合は、**事業の発動はありません。**
- ✓ 交付予約数量の上限は、**契約数量の50%**までです。
- ✓ **面積契約**は、事業の補填対象外です。
- ✓ 購入する野菜は**国産**に限ります。
- ✓ 申込の際は、**①②のどちらかの選択**になります。

資金の積立て～生産者の積立金は掛け捨てではありません～



・生産者は、補給金の基となる資金を**負担金**として納付します。

・積立金は、指定野菜は**機構**、特定野菜は**野菜価格安定法人**で、**生産者ごとに管理**します。

1 対象品目及び産地

指定産地で生産される指定野菜14品目、都道府県知事が選定する特定産地で生産される特定野菜等35品目

2 対象者（事業実施主体）

- ① 生産者(個人・法人)
- ② 農業協同組合、事業協同組合、協同組合連合会
- ③ 生産者が構成員となっている団体

3 対象となる契約取引

実需者等との事前書面契約(取引価格は10日を超える期間の固定価格)

4 実需者等（契約の相手方）

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者・外食業者
- ③ 中間事業者(商社、流通業者等)

5 資金の積立て

- ① 指定野菜は国50%、都道府県25%、生産者25%、特定野菜は国33%、都道府県33%、生産者33%の負担割合で資金を積み立てます。
- ② 生産者の積立金は、**掛け捨てではなく、1年後に返戻可能です。**

6 申込期限

- ① 出荷期間開始40日前までに、申込書の提出が必要です。
- ② 契約書類について上記した期限までに間に合わない場合は、出荷期間開始10日前までに、延長することができます。(別途届出書が必要)

(※)指定野菜14品目:キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス

(※)特定野菜35品目:アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、オクラ、ししとうがらし、にがうり、らっきょう、わけぎ、みょうが

4. 契約野菜収入確保モデル事業

1. 事業概要

- ◎ 国産野菜の周年安定供給に向けた契約取引の推進を図るため、契約取引される野菜の価格低落時の出荷調整、価格高騰時の契約数量の遵守、契約数量確保のための市場調達等を行った場合に交付金を交付します。
- ◎ 令和3年度は、同一契約における価格高騰時の出荷促進タイプと低落時対策の出荷調整タイプの同時申し込みが可能になりました。
- ◎ 書面による契約取引（口頭契約の場合は契約内容確認書）が対象です。



公募期間

第1回（出荷期間が令和3年4月から10月までに開始する申込区分）

令和3年1月12日（火）～2月26日（金） ※公募終了

第2回（出荷期間が令和3年11月から令和4年3月に開始する申込区分）

令和3年7月14日（水）～8月27日（金）（予定）

2. 事業タイプ

◎ 出荷調整タイプ

（生産者等向け、価格低落時対策）

生産者が、不作等による供給量不足を避けるため、契約数量以上の作付けを行い、価格低落時に出荷調整を行った場合に減収分の一部を補てんします。

◎ 出荷促進タイプ

（生産者等向け、価格高騰時対策）

価格が高騰した際に、生産者等が契約に沿って出荷をした場合に市場価格との差の一部を補てんします。

◎ 数量確保タイプ

（中間事業者向け、価格高騰時対策）

実需者と契約取引を行う中間事業者が、不作等による価格高騰時に契約した生産者からの仕入量が減少し、実需者との契約数量確保のために、市場等から調達を行った場合に、掛り増し分の一部を補てんします。

例えば、野菜の市場価格が3割高騰した場合

出荷促進タイプ

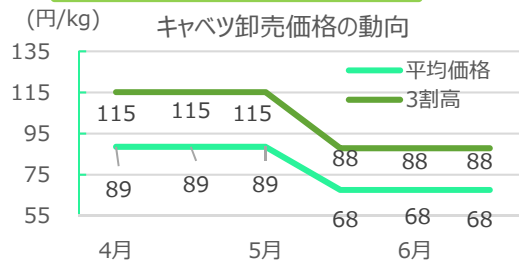
品目：春キャベツ

申込数量：50トン

対象出荷期間：4月～6月



交付金交付額：60万円



3. 対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス（指定野菜14品目）

4. 対象事業者

◎ 出荷調整タイプ・出荷促進タイプ

・生産者、生産者を構成員とし販売委託を受ける生産出荷団体

◎ 数量確保タイプ

・実需者と契約取引する中間事業者（流通業者、加工業者、商社等）

※詳しくはホームページの公募要領をご覧ください URL: https://www.alic.go.jp/y-keiyaku/yagyomu03_000105.html

<問い合わせ先>

独立行政法人農畜産業振興機構 野菜振興部 契約取引推進課

tel: 03-3583-9818



(参考 1)

同一契約に対し、2タイプ申し込みできるようになりました！

契約野菜収入確保モデル事業の同時申し込みの例

品 目：春キャベツ 出荷期間：4 / 1 ~ 5 / 20
生産数量：13 トン（うち、契約数量 10 トン、余裕作付分 3 トン）
作付面積：32a



① 出荷促進タイプの積立金の範囲内で出荷調整タイプを同時に申し込む場合

出荷促進タイプ（高騰時対策）を 10 トン
出荷調整タイプ（低落時対策）を 3 トン で申し込み
それぞれの積立金額は

- ・出荷促進タイプ：10 トン × (積立単価) 60.06 円/kg × 生産者負担分 1/2 = 30 万円
 - ・出荷調整タイプ：3 トン × (積立単価) 34.32 円/kg × 生産者負担分 1/2 = 5.1 万円
- 同時申込の場合の積立金額は、高い方の **30 万円** となります！

※出荷促進タイプの積立単価は3段階（平均価格の200%、180%、150%）で選択できます。ここでは最大の200%（60.06 円/kg）を選択
※出荷調整タイプの限度数量は、契約数量の30%

② 出荷調整タイプの積立金の範囲内で出荷促進タイプを同時に申し込む場合

出荷調整タイプ（低落時対策）を 3 トン
出荷促進タイプ（高騰時対策）を 5 トン で申し込み
それぞれの積立金額は

- ・出荷調整タイプ：3 トン × (積立単価) 34.32 円/kg × 生産者負担分 1/2 = 5.1 万円
 - ・出荷促進タイプ：5 トン × (積立単価) 17.16 円/kg × 生産者負担分 1/2 = 4.2 万円
- 同時申込の場合の積立金額は、高い方の **5.1 万円** となります！

※出荷調整タイプの限度数量は、契約数量の30%
※出荷促進タイプ積立単価は150%(17.16 円/kg)を選択

③ 少ない積立金で出荷促進・出荷調整タイプに同時に申し込む場合

出荷促進タイプ（高騰時対策）を 10 トン
出荷調整タイプ（低落時対策）を 3 トン で申し込み
それぞれの積立金額は

- ・出荷促進タイプ：10 トン × (積立単価) 17.16 円/kg × 生産者負担分 1/2 = 8.5 万円
 - ・出荷調整タイプ：3 トン × (積立単価) 34.32 円/kg × 生産者負担分 1/2 = 5.1 万円
- 同時申込の場合の積立金額は、高い方の **8.5 万円** となります！

※出荷促進タイプ積立単価は150%（17.16 円/kg）を選択
※出荷調整タイプの限度数量は、契約数量の30%

契約野菜収入確保モデル事業の概要

○ 野菜の契約取引の推進を図るため、生産者等が負うリスクを軽減するために、以下の3つのタイプの対策を実施

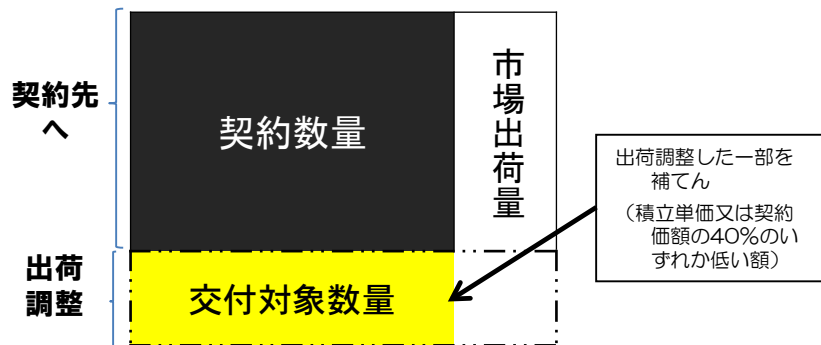
- ①出荷調整タイプ： 契約数量確保のための余裕作付け分を価格低落時に出荷調整した場合に収入の一部を補てん
- ②出荷促進タイプ： 価格高騰時に、市場ではなく、契約に沿って野菜を出荷した場合に市場価格との差額の一部を補てん
- ③数量確保タイプ： 中間事業者が、契約数量確保のために市場等から契約対象野菜を調達をした場合に費用の一部を補てん

○ 対象品目は、指定野菜の14品目

○ 作付面積等の制限はなく、指定産地内外を問わず対象

① 出荷調整タイプ

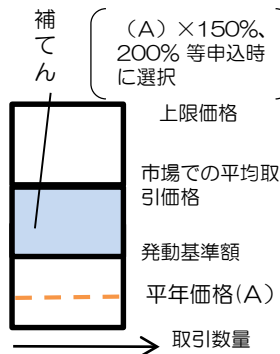
実需者等との契約取引において、作柄不良等による供給量不足を避けるため、契約数量確保のための余裕作付けを行い、価格低落時に出荷調整を行った場合に、その収入減の一部に交付金を交付



② 出荷促進タイプ

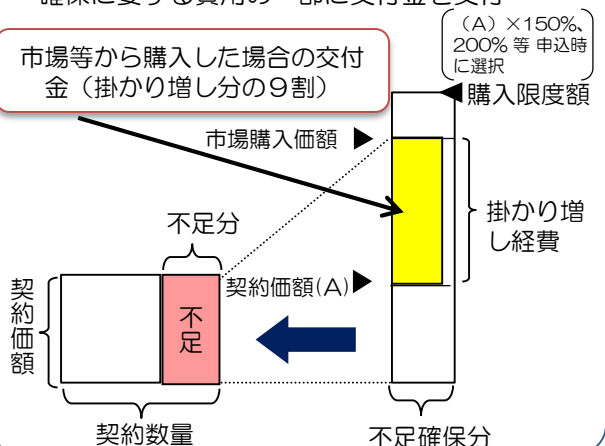
価格高騰時に、市場ではなく、契約に沿って野菜を出荷した場合に、出荷数量に応じて交付金を交付

出荷数量に応じて、市場の平均取引価額と発動基準額との差額の一部を補てん



③ 数量確保タイプ

中間事業者等が契約数量の確保のために市場等から契約対象野菜を調達した場合に、その確保に要する費用の一部に交付金を交付



※ 国と生産者の負担割合=50 : 50 (県費負担なし) 全タイプ共通

野菜の契約取引をサポートします！

契約野菜収入確保モデル事業 (出荷調整タイプ)のご案内

出荷調整タイプとは？

生産者等が、作柄不良等による供給量不足を避けるため、契約数量以上の作付けを行い、価格低落時に出荷調整(産地廃棄等)を行った場合に、補填を受けられる仕組みです。

※ 詳細については、契約野菜収入確保モデル事業公募要領(令和3年1月12日付け2農畜機第5277号)等をご確認ください。

1. 出荷調整タイプの要件等

1 対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス（14品目）

2 対象者（事業実施主体）

- ① 対象品目の生産者
- ② ①の者を直接又は間接の構成員とし、対象野菜の契約取引において、直接又は間接に販売の委託を受ける農業協同組合、事業協同組合、これらの連合会
- ③ その他①の者を構成員とし、対象野菜の契約取引において、直接又は間接に販売の委託を受ける団体

3 対象となる契約取引

実需者等との間で数量・価格等を定めた契約 ※口頭契約の場合は、契約内容確認書を作成

4 実需者等（契約の相手方）

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者
- ③ 中間事業者（商社、流通業者、カット業者等）

※応募者と親子会社、兄弟会社関係の者及び代表者が同じ者は対象となりません。
※対象品目の契約取引が過去1年間以上のあった者に限ります。

5 補助限度額

- ① 対象品目の生産者 750万円
- ② ①以外の者 1,500万円

※対象品目・対象出荷期間ごとに補助限度額の範囲内で応募いただけます。

6 積立金

- ① 積立金を管理する口座を用意
- ② 交付金の限度額となる積立金を積立て

※積立金は、事業実施計画書の策定時から積立て、対象出荷期間後に、交付金の交付申請が認められた後に収入減少等への補填のための取り崩し等を行います。

7 その他

- ① 応募者多数の場合は、対象者を選定
- ② この事業の対象となる契約については、野菜価格安定対策事業に重複して申し込むことはできません。

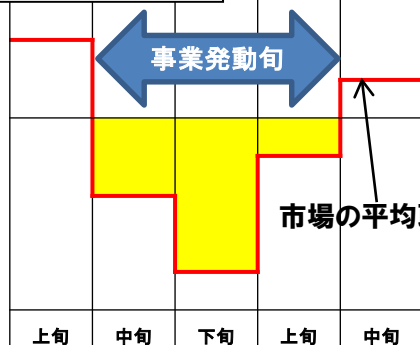
II. 出荷調整タイプの仕組み

実需者等と定量・定価格契約を締結した生産者等が、市場の平均取引価額が発動基準額を下回っている状況で出荷調整（産地廃棄等）を行った場合に、**積立単価又は契約価額の40%のいずれか低い額**を交付。

補てんの仕組み

出荷調整可能な期間

交付対象数量



発動基準額

市場の平均取引価額

契約先へ

契約数量

市場出荷量

出荷調整

交付対象数量

加入から交付金交付のイメージ（例）

積立金額

【事業の応募内容】

契約価格 80円/kg
 契約数量 100トン
 申込数量 30トン

事業実施主体が積み立てる積立金額

$$\begin{aligned}
 &= \text{申込数量} \times (\text{契約価額の40\%又は積立単価のいずれか低い額}) \div 2 \\
 &= 30\text{トン} \times (80\text{円} \times 0.4) \div 2 \\
 &= \mathbf{48\text{万円}}
 \end{aligned}$$

※積立単価が32円以下の場合には積立単価が基準となります。

交付金額

契約出荷数量 100トン
 出荷調整数量 30トン
 市場出荷数量 70トン
 計画契約出荷数量 100トン
 計画市場出荷数量 60トン

機構からの交付金額

$$\begin{aligned}
 &= \text{交付対象取引数量} \times (\text{契約価額の40\%又は積立単価のいずれか低い額}) \div 2 \\
 &= ((30\text{トン} + 100\text{トン} + 70\text{トン}) \times 100\text{トン} \div \\
 &\quad (100\text{トン} + 60\text{トン}) - 100\text{トン}) \times 32\text{円} \div 2 \\
 &= 25\text{トン} \times 32\text{円} \div 2 \\
 &= \mathbf{40\text{万円}}
 \end{aligned}$$

注意事項

○ 交付金の適切かつ効率的な活用の観点から、申込・交付対象となる数量には次のように制限を設けています。

- 1 交付対象となる契約数量は、同実需者との同種別の契約取引過去3ヶ年の取引数量の最大値が上限となります。
- 2 申込数量の上限は、交付対象となる契約数量の30%が限度です。
- 3 出荷調整数量全てが交付対象数量とならない場合があります。
 ※詳細については公募要領を参照ください。

○ 出荷調整(ほ場廃棄等)を実施する場合は、事前に機構への届出が必要となります。

Ⅲ. 事業の手続きの流れ

事業への応募

事業に参加する方を公募します。

必要書類・・・契約野菜収入確保モデル事業応募書、登記簿謄本、会社概要その他応募者の概要の分かる資料、定款、規約又は業務方法書の写し及び直近の財務内容が分かる資料(決算書、財務諸表等)

審査・決定

審査委員会の審査を経て、事業実施主体候補者が決定されます。

審査結果は、事業実施主体候補者が決定され次第、速やかに応募者に対して通知されます。

事業実施計画書の提出

対象出荷期間開始日の10日前までに、契約書又は契約内容確認書及び積立金額を証する書類を付して、機構に事業実施計画書を提出します。

契約取引の実施

契約取引後、出荷伝票、請求書、支払明細書等の証拠書類は適切に保管してください。

出荷調整実施の申請・実施

出荷調整を行う場合には事前に申請が必要となります。

交付申請書の提出(概算払請求)

対象出荷期間の翌々月末までに、交付申請及び交付金の概算払請求をします。

積立金による補填

交付金の交付申請が認められた後に、積立金の取り崩し等を行い、収入減少等を補填します。

実績報告(精算払請求)

交付申請した日の翌月末までに、実績報告及び交付金の精算払請求をします。

※事業実施主体は、交付金を不正に受給していると判断された場合には、当該事業実施主体の公表、交付金の返還等の措置を講じられる場合があります。

事業内容についてのご質問、資料の追加請求及び事業内容の説明要望については、下記へお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

独立行政法人農畜産業振興機構 野菜振興部契約取引推進課

〒106-8635

東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル

TEL 03-3583-9819 FAX 03-3583-9484

E-mail anshin831@alic.go.jp([お問い合わせ専用アドレス](#))

URL <http://www.alic.go.jp/>

野菜の契約取引をサポートします！

契約野菜収入確保モデル事業 (出荷促進タイプ)のご案内

出荷促進タイプとは？

生産者等が、卸売市場で契約取引と同じ品目の野菜の価格が高騰している場合に、契約に沿って出荷した時に、補填を受けられる仕組みです。

※ 詳細については、契約野菜収入確保モデル事業公募要領(令和3年1月12日付け2農畜機第5277号)等をご確認ください。

I. 出荷促進タイプの要件等

1 対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス（14品目）

2 対象者（事業実施主体）

- ① 対象品目の生産者
- ② ①の者を直接又は間接の構成員とし、対象野菜の契約取引において、直接又は間接に販売の委託を受ける農業協同組合、事業協同組合、これらの連合会
- ③ その他①の者を構成員とし、対象野菜の契約取引において、直接又は間接に販売の委託を受ける団体

3 対象となる契約取引

- ① 実需者等との間で数量・価格等を定めた契約 ※口頭契約の場合は、契約内容確認書を作成
- ② 契約価格は、規程に定める平均価格（市場の平年価格）を上回らないものに限りま

4 実需者等（契約の相手方）

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者
- ③ 中間事業者（商社、流通業者、カット業者等）

※応募者と親子会社、兄弟会社関係の者及び代表者が同じ者は除きます。
※対象品目の契約取引が過去1年間以上のあった者に限りま

5 補助限度額

- ① 対象品目の生産者 750万円
- ② ①以外の者 1,500万円

対象品目・対象出荷期間ごとに補助限度額の範囲内で応募いただけます。

6 積立金

- ① 積立金を管理する口座を開設
- ② 交付金の限度額となる積立金を積立て

※積立金は、事業実施計画書の策定時から積立て、対象出荷期間後に、交付金の交付申請が認められた後に収入減少等への補填のための取り崩し等を行います。

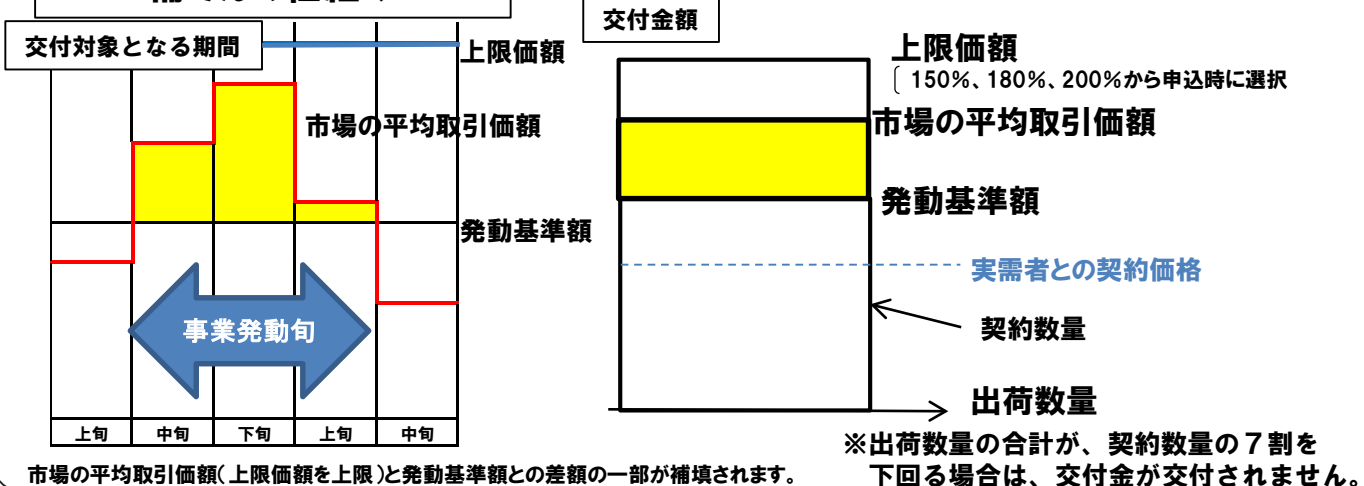
7 その他

- ① 応募者多数の場合は、対象者を選定
- ② この事業の対象となる契約については、野菜価格安定対策事業に重複して申し込むことはできません。

II. 出荷促進タイプの仕組み

実需者等と定量・定価格契約を締結した生産者等が、市場の平均取引価額が発動基準額を上回った場合に、契約に沿って出荷した数量に応じて、**市場の平均取引価額と発動基準額との差額の一部を交付。**

補てんの仕組み



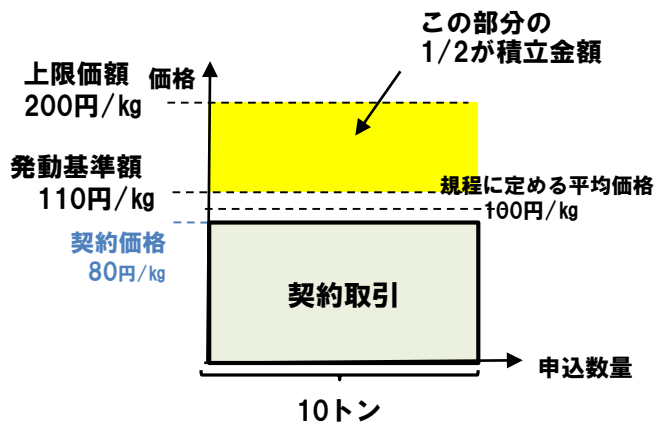
加入から交付金交付のイメージ (例)

積立金額

【事業の応募内容】

上限価額 200円/kg
 契約価格 80円/kg
 契約数量 10トン
 申込数量 10トン

事業実施主体が積み立てる積立金額
 $= \text{申込数量} \times (\text{上限価額} - \text{発動基準額}) \div 2$
 $= 10\text{トン} \times (200\text{円} - 110\text{円}) \div 2$
 $= 45\text{万円}$

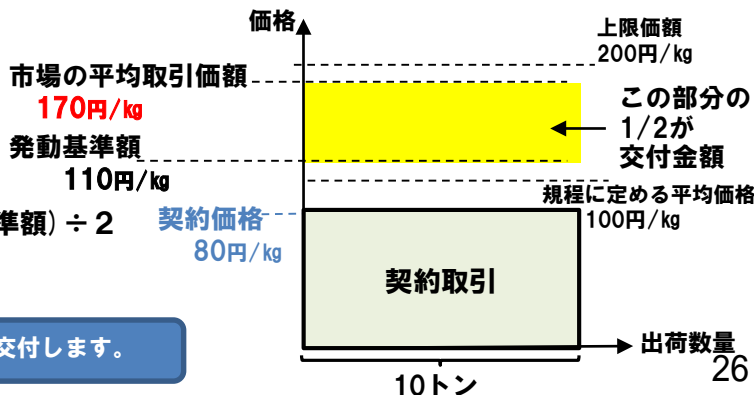


交付金額

契約に沿った出荷を行ったときに、下記の補てんが受けられます。

【実需者等との取引結果】

出荷数量 10トン



機構からの交付金額
 $= \text{交付対象取引数量} \times (\text{平均取引価額} - \text{発動基準額}) \div 2$
 $= 10\text{トン} \times (170\text{円} - 110\text{円}) \div 2$
 $= 10\text{トン} \times 60\text{円} \div 2$
 $= 60\text{万} \div 2$
 $= 30\text{万円}$

機構から30万円の交付金を交付します。

Ⅲ. 事業の手続きの流れ

事業への応募

事業に参加する方を公募します。

必要書類・・・契約野菜収入確保モデル事業応募書、登記簿謄本、会社概要その他応募者の概要の分かる資料、定款、規約又は業務方法書の写し及び直近の財務内容が分かる資料(決算書、財務諸表等)

審査・決定

審査委員会の審査を経て、事業実施主体候補者が決定されます。

審査結果は、事業実施主体候補者が決定され次第、速やかに応募者に対して通知されます。

事業実施計画書の提出

対象出荷期間開始日の10日前までに、契約書又は契約内容確認書及び積立金額を証する書類を付して、機構に事業実施計画書を提出します。

契約取引の実施

契約取引後、出荷伝票、請求書、支払明細書等の証拠書類は適切に保管してください。

交付申請書の提出(概算払請求)

対象出荷期間終了日の翌々月末までに、交付申請及び交付金の概算払請求をします。

積立金による補填

交付金の交付申請が認められた後に、積立金の取り崩し等を行い、収入減少等を補填します。

実績報告(精算払請求)

交付申請した日の翌月末までに、実績報告及び交付金の精算払請求をします。

※事業実施主体は、交付金を不正に受給していると判断された場合には、当該事業実施主体の公表、交付金の返還等の措置を講じられる場合があります。

事業内容についてのご質問、資料の追加請求及び事業内容の説明要望については、下記へお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

独立行政法人農畜産業振興機構 野菜振興部契約取引推進課

〒106-8635

東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル

TEL 03-3583-9819 FAX 03-3583-9484

E-mail anshin831@alic.go.jp(お問合せ専用アドレス)

URL <http://www.alic.go.jp/>

野菜の契約取引をサポートします！

契約野菜収入確保モデル事業 (数量確保タイプ)のご案内

数量確保タイプとは？

中間事業者が、契約数量の確保のために契約取引と同じ品目の野菜を市場調達等した場合に、補てんを受けられる仕組みです。

※ 詳細については、契約野菜収入確保モデル事業公募要領(令和3年1月12日付け2農畜機第5277号)等をご確認ください。

1. 数量確保タイプの要件等

1 対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス（14品目）

※カットやパッキング等加工度合が低いものも対象となります。

2 対象者（事業実施主体）

中間事業者（商社、流通業者、カット業者等）

3 対象となる契約取引

実需者等との間で数量・価格等を定めた契約 ※口頭契約の場合は、契約内容確認書を作成

4 実需者等（契約の相手方）

- ① 食品製造・加工業者
- ② 小売業者
- ③ 中間事業者（商社、流通業者、カット業者等）

※応募者と親子会社、兄弟会社関係の者及び代表者が同じ者は除きます。

※対象品目の契約取引が過去1年間以上あった者に限ります。

5 生産者からの仕入計画

- ① 対象品目に係る仕入計画書を作成し、生産者等と合意
- ② 仕入計画書には、仕入予定の数量・価格を記載

6 補助限度額

1,500万円

対象品目・対象出荷期間ごとに補助限度額の範囲内で応募いただけます。

7 積立金

- ① 積立金を管理する口座を開設
- ② 交付金の限度額となる積立金を積立て

※積立金は、事業実施計画書の策定時から積立て、対象出荷期間後に、交付金の交付申請が認められた後に収入減少等への補填のための取り崩し等を行います。

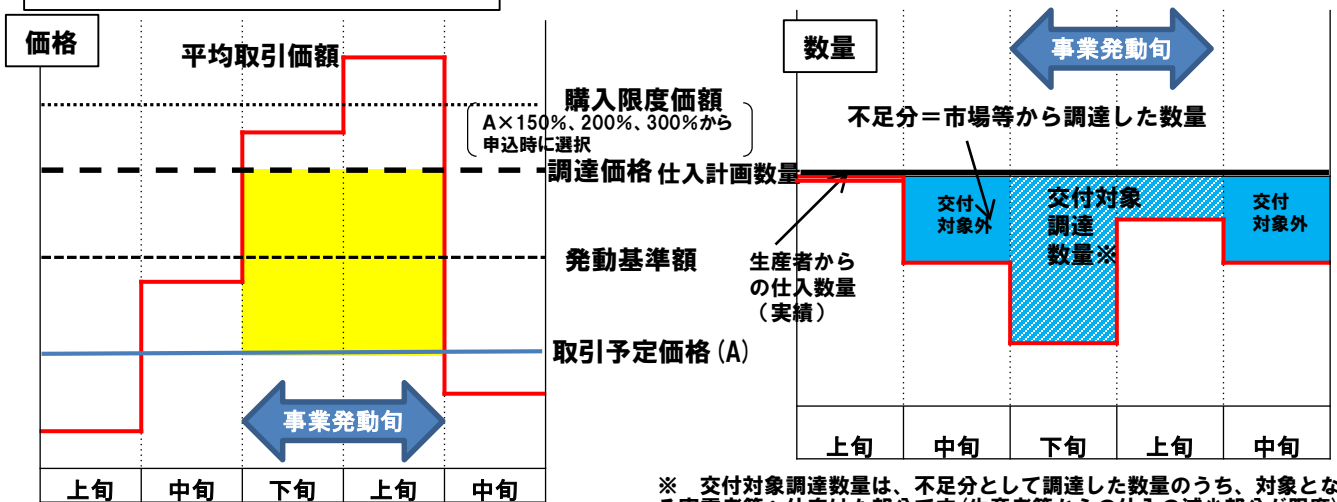
8 その他

- ① 応募者多数の場合は、対象者を選定
- ② この事業の対象となる契約については、野菜価格安定対策事業に重複して申し込むことはできません。

II. 数量確保タイプの仕組み

実需者等と定量・定価格契約を締結した中間事業者が、市場の平均取引価額が指標価額を上回った場合に、契約数量の不足分として市場等から調達した数量に応じて、**調達価格と取引予定価格との差額(=掛増し経費)**の一部を交付。

補てんの仕組み



※ 交付対象調達数量は、不足分として調達した数量のうち、対象となる実需者等へ仕向けた部分です(生産者等からの仕入の減少部分が限度)

加入から交付金交付のイメージ(例)

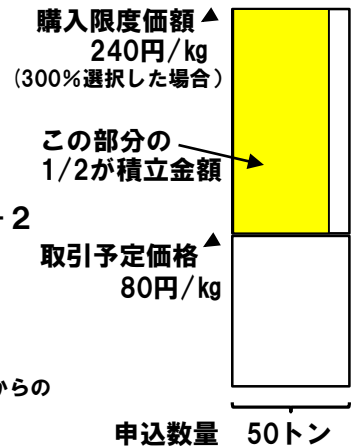
積立金額

【事業の応募内容】

取引予定価格 80円/kg
仕入計画数量 100トン
実需者との契約数量 100トン
申込数量※ 50トン
仕入経費(予定) **800万円**

事業実施主体が積み立てる積立金額

(購入限度価額300%の場合)
= 申込数量 ×
(購入限度価額 - 取引予定価格) × 0.9 ÷ 2
= 50トン × (240円 - 80円) × 0.9 ÷ 2
= 720万円 ÷ 2
= **360万円**



※ 申込数量は、実需者との契約数量又は仕入計画数量(過去3か年における同時期の当該生産者等からの仕入数量の最大値が上限)のいずれか少ない数量の1/2以内となります。

交付金額

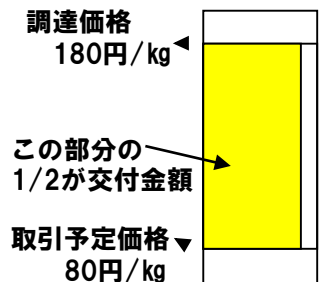
【実需者等との取引結果】

取引予定価格 80円/kg
仕入数量 70トン
調達価格 180円/kg
交付対象調達数量 30トン
契約出荷数量 100トン
仕入経費 **1,100万円**

機構からの交付金額

= 交付対象調達数量 ×
(調達価格※ - 取引予定価格) × 0.9 ÷ 2
= 30トン × (180円 - 80円) × 0.9 ÷ 2
= 30トン × 90円 ÷ 2
= 270万 ÷ 2
= **135万円**

※ 調達価格、平均取引価額又は購入限度価額うち最も低い価格となります。



機構から135万円の交付金を交付します。

交付対象調達数量 30トン

Ⅲ. 事業の手続きの流れ

事業への応募

事業に参加する方を公募します。

必要書類・・・契約野菜収入確保モデル事業応募書、登記簿謄本、会社概要その他応募者の概要の分かる資料、定款、規約又は業務方法書の写し及び直近の財務内容が分かる資料(決算書、財務諸表等)

審査・決定

審査委員会の審査を経て、事業実施主体候補者が決定されます。

審査結果は、事業実施主体候補者が決定され次第、速やかに応募者に対して通知されます。

事業実施計画書の提出

対象出荷期間開始日の10日前までに、契約書又は契約内容確認書及び積立金額を証する書類を付して、機構に事業実施計画書を提出します。

契約取引の実施

契約取引後、出荷伝票、請求書、支払明細書等の証拠書類は適切に保管してください。

交付申請書の提出(概算払請求)

対象出荷期間終了日の翌々月末までに、交付申請及び交付金の概算払請求をします。

積立金による補填

交付金の交付申請が認められた後に、積立金の取り崩し等を行い、収入減少等を補填します。

実績報告(精算払請求)

交付申請した日の翌月末までに、実績報告及び交付金の精算払請求をします。

※事業実施主体は、交付金を不正に受給していると判断された場合には、当該事業実施主体の公表、交付金の返還等の措置を講じられる場合があります。

事業内容についてのご質問、資料の追加請求及び事業内容の説明要望については、下記へお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

独立行政法人農畜産業振興機構 野菜振興部契約取引推進課

〒106-8635

東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル

TEL 03-3583-9819 FAX 03-3583-9484

E-mail anshin831@alic.go.jp([お問合せ専用アドレス](#))

URL <http://www.alic.go.jp/>

6. 野菜緊急需給調整事業

1. 生産出荷団体緊急需給調整事業

- ・ 野菜の中でもキャベツ、たまねぎ等は、露地で栽培されることから天候の影響を受けやすく作柄・価格の変動が大きいことや、消費量が多いことから、これらの価格と供給の安定を図るため、緊急需給調整事業を実施しています。
- ・ 価格低落時には、出荷の後送り、加工用販売、フードバンクへの提供、土壌還元等を実施します。価格高騰時には、出荷の前倒しを実施します。
- ・ 国50%、生産者50%の拠出により、（独）農畜産業振興機構に資金を造成し、需給調整をした生産者に交付。
- ・ 対象野菜：重要野菜〔キャベツ（周年）、たまねぎ（周年）、秋冬だいこん、秋冬はくさい〕
調整野菜〔春だいこん、夏だいこん、にんじん（周年）、春はくさい、夏はくさい、レタス（周年）〕

○価格低落時の対策

・ 出荷の後送り

キャベツ、たまねぎ等の露地野菜の出荷を抑制するため、出荷の後送りを実施。

生産者に対し、後送りによる品質低下相当分を助成。

・ 加工用販売

キャベツ、たまねぎ等の露地野菜の出荷を抑制するため、当初市場向けであったもののうち、供給過剰分を新たな加工用途に出荷。

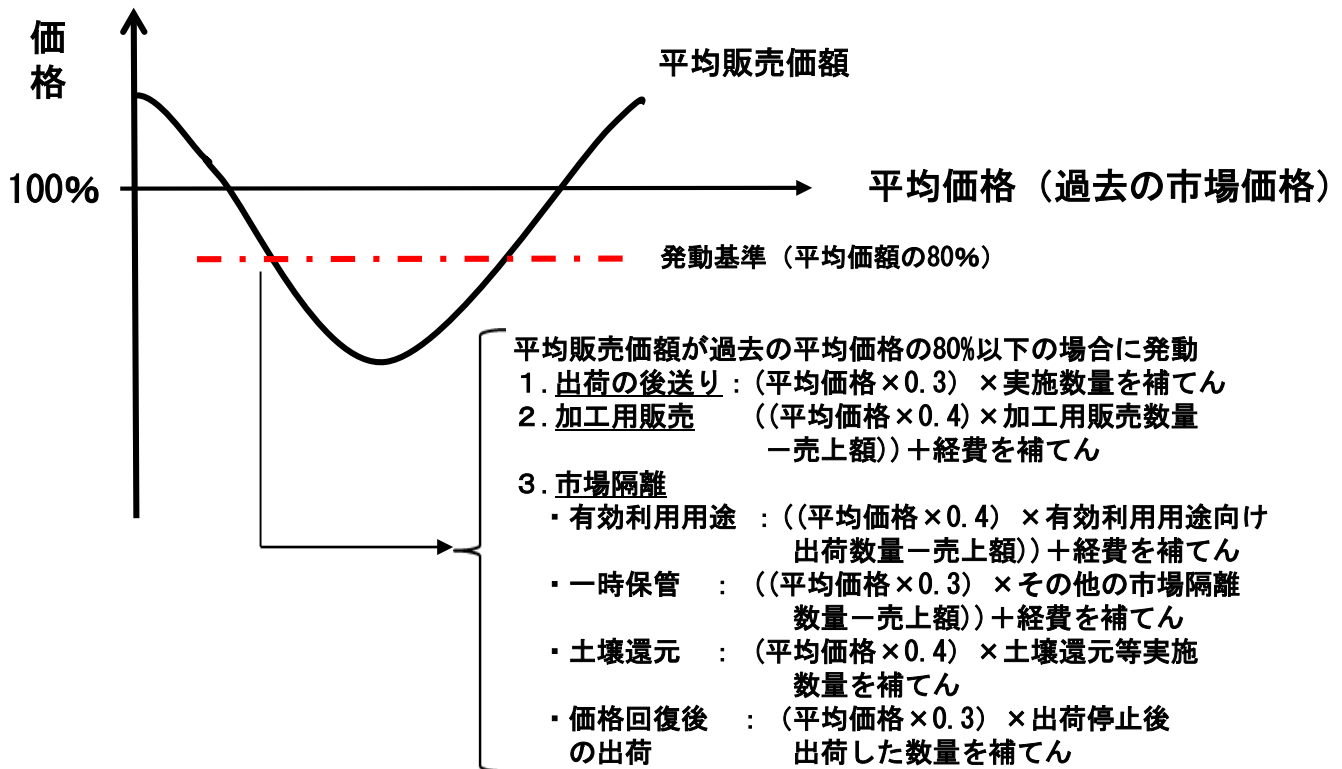
生産者に対し、種子・肥料・農薬等に要した物財費相当分の一部を助成するとともに、加工用販売に要した経費の一部を助成。

・市場隔離

キャベツ、たまねぎ等の露地野菜の出荷を抑制するため、加工、飼料化、フードバンクへの提供等の有効利用に努め、なお過剰野菜が残る場合には土壌還元等を実施。また、その他の市場隔離として一時保管等を実施。

生産者に対し、種子・肥料・農薬等に要した物財費相当分の一部を助成するとともに、市場隔離に要した経費の一部を助成。

<価格低落時の助成の仕組み>



※加工用販売と市場隔離の発動基準は、令和2年4月1日以降80%以下に改正（従前は70%以下）

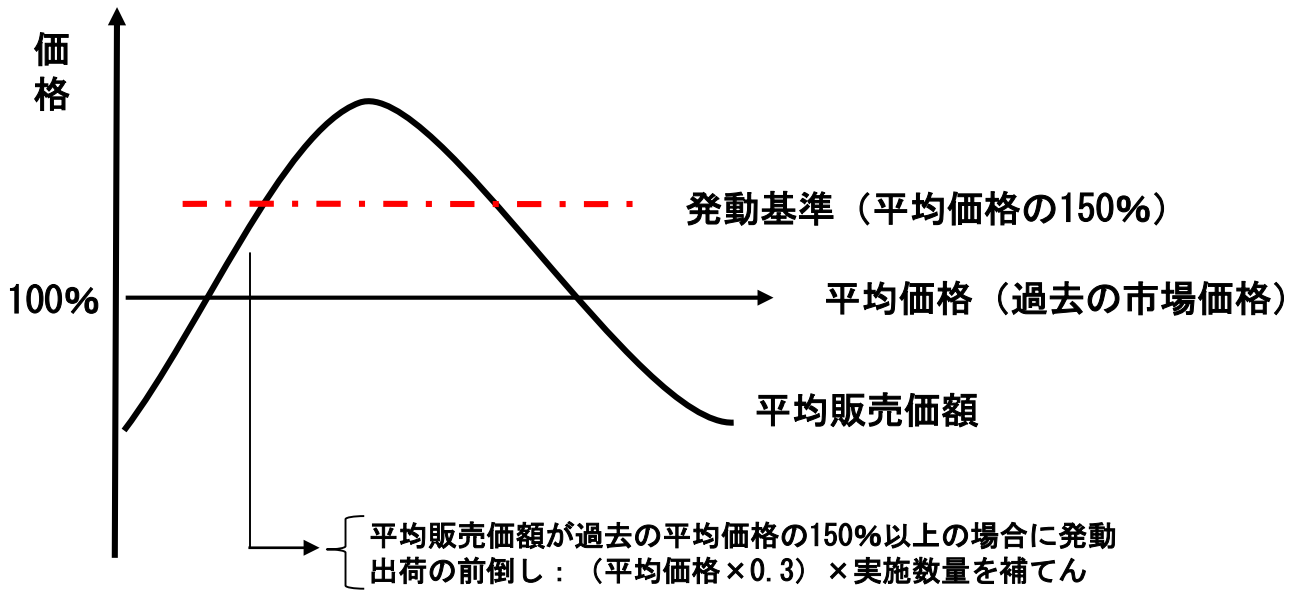
○価格高騰時の対策

・出荷の前倒し

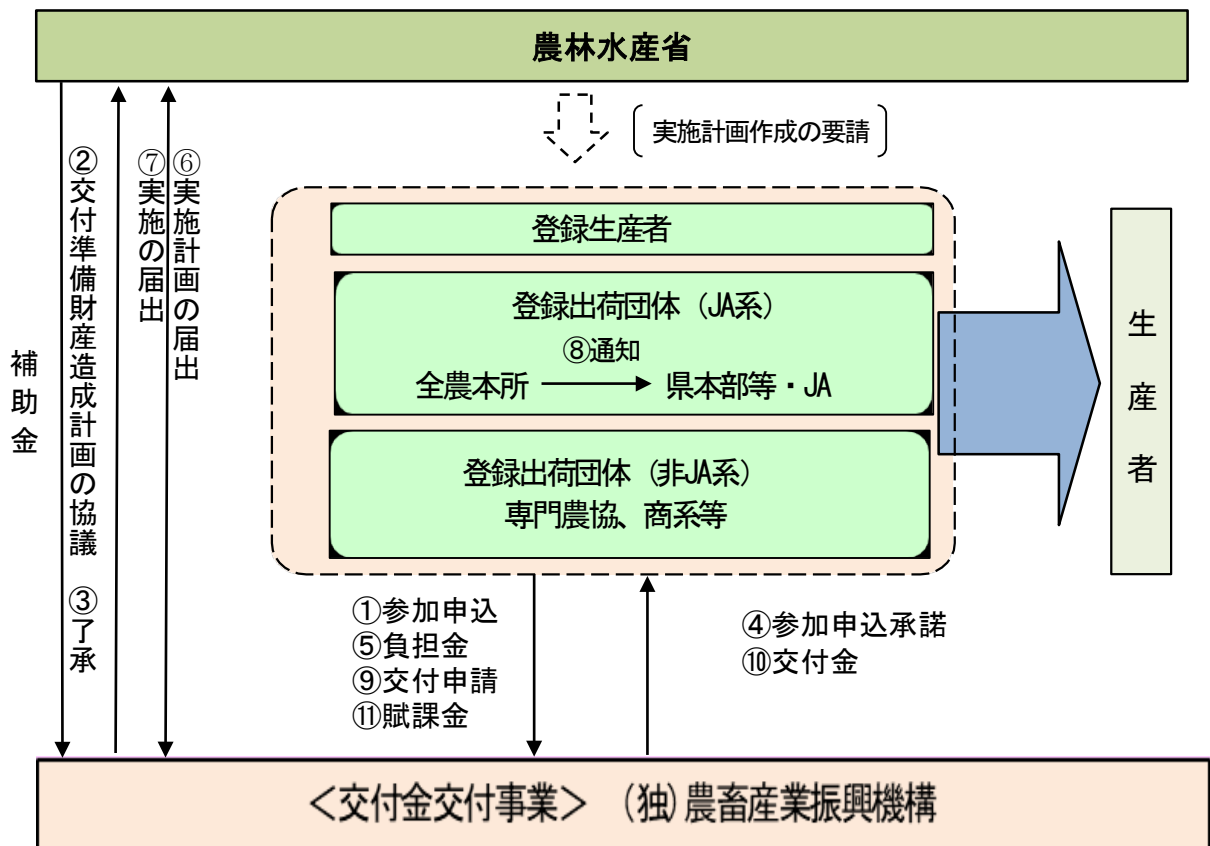
キャベツ、はくさい等の露地野菜の出荷を促進するため、早取り等により出荷の前倒しを実施。

生産者に対し、早取りによる損失相当分を助成。

<価格高騰時の助成の仕組み>



<緊急需給調整の流れ>



2. 緊急需給調整推進事業

(1) 緊急需給調整推進費助成事業

登録出荷団体等が緊急需給調整の推進及び確認等を行う場合に要する経費の2分の1以内を機構が補助します。

(2) 野菜需給協議会の開催

機構が農林水産省と連携しながら、野菜の需給安定に向けた検討を行うための野菜需給協議会を開催し、国民に現在の需給情報を周知するとともに消費拡大を行います。

(3) 産地情報調査員の設置

登録出荷団体等が都道府県段階における重要野菜、調整野菜の作付面積、生産出荷動向等の情報（系統外を含む。）収集を行うための産地情報調査員を設置した場合に要する経費を機構が定額補助します。

(4) 緊急需給調整連絡協議会の開催

登録出荷団体等が、出荷期間中の供給過剰が予想される時点において、効果的な緊急需給調整の検討、実施体制の構築、生産者に対する啓蒙活動を行うため、緊急需給調整連絡協議会を開催した場合に要する経費を機構が定額補助します。

(5) 供給過剰時の消費拡大事業

登録出荷団体等が、野菜の供給過剰時に短期的、集中的に行うテレビ広告、新聞広告、料理レシピ配布等による消費拡大に向けた取組を行う場合に要する経費の2分の1以内を機構が補助します。

令和3年度 指定野菜の生産出荷等状況調査 実施予定地域一覽

	収穫量上位10位実施率	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
1	80%	群馬	愛知	千葉	茨城	鹿児島	神奈川	長野	北海道	熊本	岩手
2	80%	北海道	佐賀	兵庫	長崎	愛知	栃木	静岡	熊本	香川	愛媛
3	50%	北海道	千葉	徳島	青森	長崎	茨城	埼玉	熊本	鹿児島	宮崎
4	30%	北海道	千葉	青森	鹿児島	神奈川	宮崎	茨城	長崎	新潟	群馬
5	90%	長野	茨城	群馬	長崎	兵庫	静岡	福岡	香川	熊本	北海道
6	60%	茨城	長野	群馬	北海道	栃木	大分	埼玉	長崎	鹿児島	兵庫
	計										
7	50%	宮崎	群馬	埼玉	福島	千葉	高知	茨城	北海道	長野	宮城
8	40%	埼玉	千葉	宮崎	愛媛	栃木	鹿児島	神奈川	熊本	新潟	茨城
9	50%	熊本	北海道	愛知	茨城	千葉	栃木	福島	岐阜	群馬	宮崎
10	60%	高知	熊本	群馬	福岡	茨城	栃木	愛知	埼玉	千葉	京都
11	60%	千葉	埼玉	茨城	群馬	北海道	大分	長野	秋田	青森	栃木
12	40%	北海道	鹿児島	長崎	茨城	千葉	長野	福島	青森	静岡	熊本
13	70%	茨城	宮崎	高知	鹿児島	岩手	大分	北海道	熊本	青森	福島
14	20%	千葉	埼玉	群馬	茨城	宮崎	岐阜	福岡	神奈川	栃木	熊本
	計										
	合計										

資料：農林水産省「平成30年産 野菜生産出荷統計」

※黄色が調査対象地域。上記生産地の生産出荷動向調査の結果は、「ページ深：<https://vegetan.alic.go.jp/trend/y2020.html>）で公表しています。

7. 端境期等対策産地育成強化推進事業

1 事業概要

- ◎ 実需者の国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、国内産が需要に答え切れていない品目や作型（端境期）の生産拡大に向けた生産・流通体系の構築、作柄安定技術、新たな作型の導入を支援します。
- ◎ 令和3年度対象品目として、にんにく、しょうが、さといも、えんどう、アスパラガスの5品目が追加されました。（14品目→19品目）

令和3年度公募期間

令和3年1月12日（火）～2月26日（金）※公募終了

2 事業内容

◎ 助成額

事業対象面積×15万円（10a当たり）（初年度に一括交付）

◎ 事業期間

3年間（令和3年4月～令和6年3月）

◎ 事業対象面積

加工・業務用：10ha以上50ha以下 / 生食用：5ha以上50ha以下



3 対象品目

【加工・業務用】たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、トマト、セルリー、**にんにく、しょうが、さといも、えんどう**、キャベツ（10～11月又は1～5月出荷）、レタス（9～3月出荷）、かぼちゃ（11～6月出荷）、だいこん（4～7月又は10～11月出荷）、**アスパラガス（2～5月又は9～11月出荷）**

【生食用】 トマト（9～10月出荷）、かぼちゃ（11～6月出荷）

※追加・改正箇所は**赤字**で記載しています。

4 事業に参加できる者

農協連合会、農協、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業者の組織する団体

（注）事業参加生産者が5戸以上（農事組合法人等の場合、定款に記載された構成員（出資者）5戸以上）必要です。

5 成果目標（①及び②）

- ① 全体の出荷量のうち、20%以上を対象出荷期間（端境期）に出荷すること。
- ② 対象出荷期間（端境期）の出荷量が、現状に比べて10%以上増加すること。

<問い合わせ先>

独立行政法人農畜産業振興機構

野菜振興部 助成業務課 tel: 03-3583-9797

URL: https://www.alic.go.jp/y-josei/yajukyu03_000138.html



<事例1>

加工・業務用キャベツの契約取引数量が4倍増加
(農事組合法人たいよう農園) (愛媛県)

1 目標達成状況 (目標: 契約取引数量約3倍増加)

1000t (H25年度) → 3761t (R元年度) 【約4倍増加】

2 主な取組内容

- ①高性能農機、鉄・プラスチックコンテナ、農業管理ソフト、クラウドシステム、農機・肥料の一括購入等による生産・流通コストの削減
- ②高畝式栽培、発根活着剤、堆肥・土壌攪拌、保冷車・冷蔵庫によるコールドチェーン化等による収量・品質向上と作柄安定
- ③インターンシップや寮整備による新卒者の積極的採用



<事例2>

加工・業務用レタスの契約取引数量が4割増加
(福岡京築農業協同組合) (福岡県)

1 目標達成状況 (目標: 契約取引数量約30%増加)

259t (H25年度) → 375.7t (R元年度) 【約40%増加】

2 主な取組内容

- ①定植機、低コスト肥料、通いコンテナ等の導入による生産・流通コストの削減
- ②土壌改良材、全面マルチ栽培、高畝栽培、噴霧機による切り口洗浄等の導入による収量・品質向上と作柄安定
- ③生産者と実需者との交流促進による契約取引の安定



<事例3>

加工・業務用ねぎの単収が3割増加
(株式会社TOSIファーム) (埼玉県)

1 目標達成状況 (目標: 単収約30%増加)

3300kg (H25年度) → 4321kg (R元年度) 【約30%増加】

2 主な取組内容

- ①定植、弓打ち、土上げ、収穫等の生産工程の機械化、冬季保温資材等の導入による生産・流通コストの削減
- ②プラウ耕、発根活着剤、緑肥、種苗メーカーとの情報交換等による収量・品質向上と作柄安定
- ③栽培履歴フォーマットや青果記帳システムの使用によるトレーサビリティの向上



(参考)

令和3年度端境期等対策産地育成強化推進事業の対象野菜

※変更部分は 下線 表示

項目	令和3年度	令和2年度
対象品目	<加工・業務用は以下の19品目> <ul style="list-style-type: none">・たまねぎ・にんじん・ねぎ・ほうれんそう・スイートコーン・えだまめ・ブロッコリー・ごぼう・トマト・<u>にんにく</u>・<u>しょうが</u>・<u>さといも</u>・<u>えんどう</u>・セルリー・キャベツ (10~11月又は1~5月)・レタス (9~3月)・かぼちゃ (11~6月)・だいこん (4~7月又は10~11月)・<u>アスパラガス</u> (2~5月又は9~11月)	<加工・業務用は以下の14品目> <ul style="list-style-type: none">・たまねぎ・にんじん・ねぎ・ほうれんそう・スイートコーン・えだまめ・ブロッコリー・ごぼう・トマト ・セルリー・キャベツ (10~11月もしくは3~5月)・レタス (9~3月)・かぼちゃ (11~6月)・だいこん (4~6月もしくは10~11月)
	<生食用は以下の2品目> <ul style="list-style-type: none">・トマト (9~10月出荷)・かぼちゃ (11~6月出荷)	<生食用は以下の2品目> <ul style="list-style-type: none">・トマト (9~10月出荷)・かぼちゃ (11~6月出荷)
	<知事特認野菜> 加工・業務用のみ	<知事特認野菜> 加工・業務用のみ

※ 知事特認野菜は、ばれいしょ及びかんしょを除く

国産やさいマツチングサイト“ベジマチ”オープン

～ 会員登録募集中 ～

登録・利用無料!

生産者 ※1



ベジマチ

国産やさいの生産者と
実需者を結ぶマッチングサイト

VegeMach.jp

実需者 ※2



ただいま
登録受付中!
2021年2月1日
サイトオープン!

ベジマチについて

ポイント
1



国産やさいの生産者と
実需者を結ぶオンライン
の商談サイトです。

ポイント
2



利用者登録から商談成
立まで、無料でご利用い
ただけます。

ポイント
3



場所や時間の制限なく、
いつでもどこでも商談
いただけます。

ベジマチでできること

生産者



購入希望者の検索

全国の購入希望者を検索
することができます。



掲示板を使った情報発信

旬の商品情報などを発信
することができます。



メッセージ機能による個別商談

購入希望者と直接やりとり
することができます。



欲しい野菜の検索

野菜の種類や産地から、
欲しい野菜を検索するこ
とができます。



掲示板を使った情報発信

商品に関する要望などを
発信することができます。



メッセージ機能による個別商談

生産者と直接やりとりす
ることができます。



実需者



会員登録募集中

右記の“ベジマチ”のURL又はQRコードからお申込みいただけます。 <https://www.vegemach.jp/>

第2回 2021年 3月25日(木)

第3回 2021年 4月28日(水) ※毎月開催予定

第4回 2021年 5月28日(金)



※1 生産者とは、国産野菜の生産者や生産出荷団体です。 ※2 実需者とは、国産野菜を取り扱う事業者で、私的利用となる消費者は対象となりません。
※3 参加は無料、商談は非公開で個別(1対1)、オンライン会議システム(Teams、Webex)を使用します。

ベジマチ登録者数（所在地別）

令和3年3月8日

所在地	登録生産者	登録実需者	計
北海道	12	0	12
青森県	4	0	4
岩手県	0	1	1
宮城県	0	1	1
秋田県	1	0	1
山形県	5	0	5
福島県	2	1	3
茨城県	6	2	8
栃木県	3	1	4
群馬県	2	0	2
埼玉県	8	1	9
千葉県	4	2	6
東京都	6	10	16
神奈川県	1	1	2
新潟県	1	2	3
富山県	0	3	3
石川県	1	0	1
福井県	0	0	0
山梨県	5	0	5
長野県	6	0	6
岐阜県	3	0	3
静岡県	4	0	4
愛知県	4	2	6
三重県	0	1	1
滋賀県	2	0	2
京都府	4	1	5
大阪府	2	0	2
兵庫県	13	4	17
奈良県	2	0	2
和歌山県	1	0	1
鳥取県	0	0	0
島根県	0	0	0
岡山県	1	0	1
広島県	5	1	6
山口県	0	0	0
徳島県	1	1	2
香川県	3	0	3
愛媛県	2	0	2
高知県	1	1	2
福岡県	7	3	10
佐賀県	0	0	0
長崎県	1	0	1
熊本県	10	0	10
大分県	2	1	3
宮崎県	2	1	3
鹿児島県	8	0	8
沖縄県	3	1	4
合計	148	42	190